

上六名

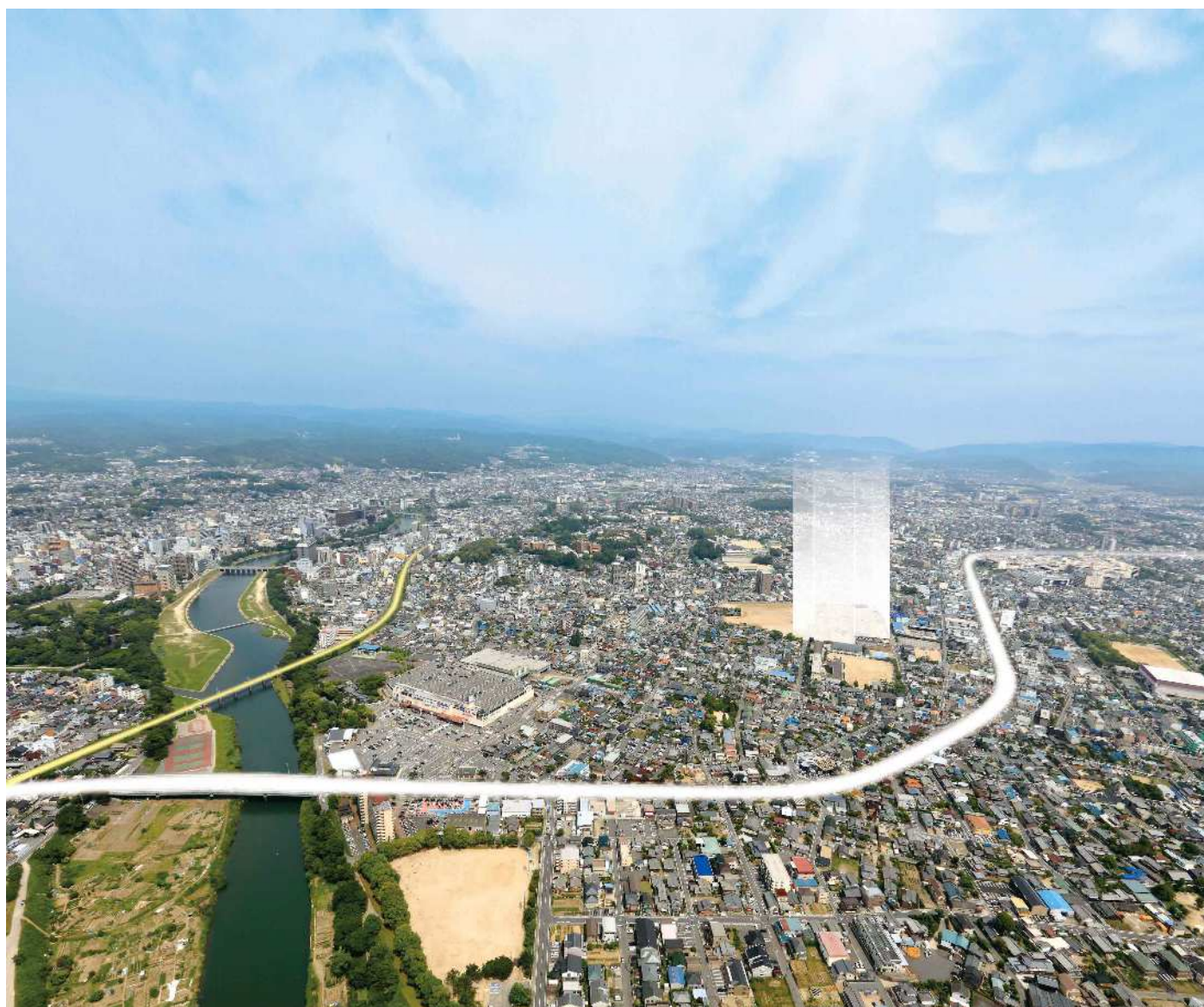
かみむつな

地区計画のしおり

岡崎 みどりの街

周辺の環境と調和した
低層住宅の良好な居住
環境の創出をめざして

Kamimutsuna



地区計画の目標・方針

●地区計画の目標

当地区は、名鉄名古屋本線東岡崎駅から約1 km 南西に位置し、周囲には教育施設や住宅を主体とした既存市街地に囲まれた地域であり、住宅地として道路、公園等低層住宅の良好な環境を形成、保持することを目標とします。

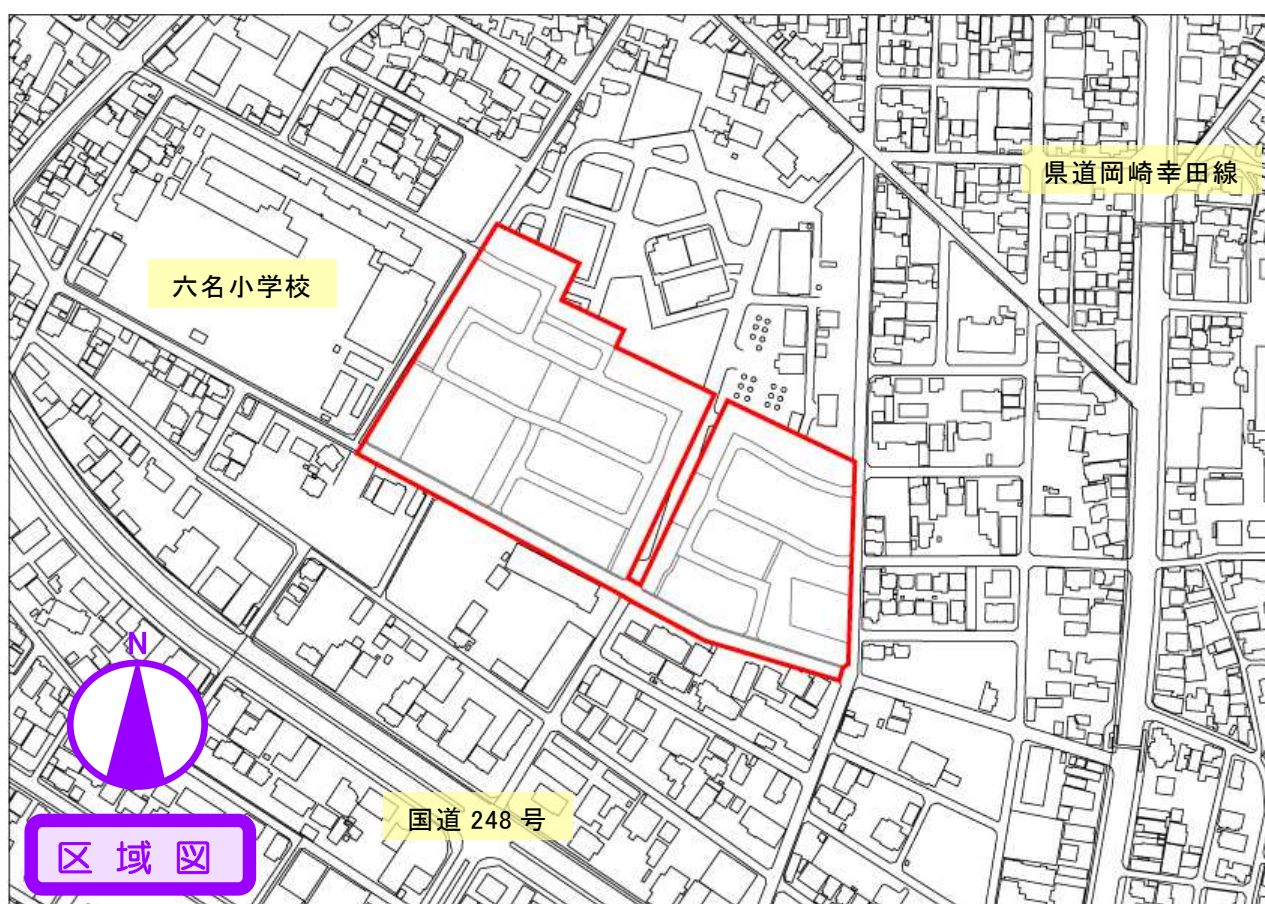
●土地利用の方針

当地区は、良好な低層住宅を主体とした土地利用を図ります。

●建築物等の整備方針

当地区での建築物の用途の混在化や敷地の細分化等による居住環境の悪化を防止するため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度を定めます。

日照、通風等良好な住環境を確保するため、建築物等の高さの最高限度を定めます。

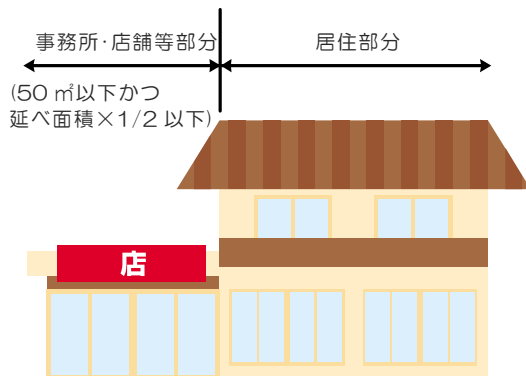




ルール 1 用途

地区にふさわしくない建築物が混在しないように、下記に掲げる建築物以外は、建築してはならないよう定めています。

- 1 住宅又は共同住宅
- 2 兼用住宅(延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ、店舗等の定められた用途に供する部分の床面積の合計は50㎡以下とする。)
- 3 各前号の建築物に付属するもの(物置・自動車車庫等)



ルール 2 敷地面積

まちづくりを進める上で、敷地面積が細分化されると、日照、通風等の住環境及び街並みの景観を損なう恐れがありますので、敷地面積の最低限度を定めています。

130 m²



ルール 3 建物の高さ

周囲の自然と調和した、街並みをつくりだすため、建築物の高さの最高限度を定めています。

10m以下



上六名地区計画

建築物等の用途の制限※	1 次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅又は共同住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。）第 130 条の3で定めるもの (3) 前各号の建築物に付属するもの（政令第 130 条の5で定めるものを除く。） 2 前項の規定にかかわらず、地区計画の都市計画の告示日現在、この地区計画が決定された際現に存する建築物の敷地で、あらかじめ市長が認めたものについて、分割及び併合しない同一の敷地として使用し、かつ、当該建築物と同一用途で建築する場合であって、市長が当該建築物を土地利用上適当であると認めたときは適用しない。
建築物の敷地面積の最低限度※	130 m ²
建築物等の高さの最高限度※	10m

※岡崎市地区計画の区域内における建築物制限条例に定められています。

地区計画区域内において、一定の行為を行う場合には、工事着手の30日前までに、岡崎市に届出が必要です。

●届出が必要な行為とは

- ・ 建築物の建築または工作物の建設
- ・ 土地の区画形質の変更
- ・ 建築物等の用途の変更

お問い合わせは…

岡崎市 都市政策部 都市計画課

〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

TEL(0564)23-6260 FAX(0564)23-6514